⑷　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限　平成24年10月15日（月）15時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
⑸　上記２の参加資格を確認し、平成24年10月18日（木）にその結果を書面にて通知する。業務提案書及び見積書（以下「業務提案書等」という。）の提出要請を受けた者のみ業務提案書を提出できるものとする。
⑹　業務提案書及び見積書の提出期間、提出場所及び提出方法
①　提出期間
業務提案書　平成24年10月18日（木）から平成24年11月７日（水）までの毎日、10時から15時まで。（正午から13時までの時間を除く）
見積書　平成24年10月18日（木）から平成24年11月20日（火）までの毎日、10時から15時まで。（正午から13時までの時間を除く）
※見積書の郵送については、平成24年11月19日（月）必着とする
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　業務提案書については、持参による。見積書については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
⑺　見積書開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書の作成要否　要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。
⑷　支払方法　完納払
⑸　業務提案書のヒアリングを行う。
⑹　詳細は業務提案書作成要領による。
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 73
⑵　Subject matter of the contract : Public Relations for Central Circular Shinagawa Route
⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 p.m. October 15, 2012
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 p.m. November 7, 2012
⑸　Time-limit for the submission of cost estimates : 3 : 00 p.m. November 20, 2012
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for the notice : General Affairs and Accounting Section, Tokyo Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―6―3 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141―0032 TEL 03―5434―7835

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

丹波綾部道路大簾高架橋上下部工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成24年９月28日
近畿地方整備局長　谷本　光司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
１　工事名　丹波綾部道路大簾高架橋上下部工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　京都府船井郡京丹波町大簾地先
３　工事内容　工事延長　Ｌ＝155m　ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝140.0m　最大支間長Ｌ＝71.0m）１橋、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝7.5m、Ｈ＝8.0m）２基、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝29.4m）１基、深礎杭　φ9.5m（Ｌ＝12.0m）１本、φ2.5m（Ｌ＝4.5m）２本
４　工期　契約締結日の翌日から平成26年７月31日まで。
５　申請の時期
平成24年10月１日から平成24年10月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。
なお、平成24年10月24日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。
６　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成24年９月28日から平成25年１月10日まで〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部　契約課　調査係（電話06―6942―1141）において異工種ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法
本工事は、特定建設工事共同企業体協定書（乙）を準用するものとする。
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。
提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
ⓐ　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（下記７⑶の条件を満たすものに限る。）の写し。
ⓑ　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年９月28日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
７　異工種ＪＶとしての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない異工種ＪＶについては、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の異工種ＪＶについては、平成24年３月30日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で異工種ＪＶとしての資格があると認定する。
⑴　異工種ＪＶの構成
異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、次の条件を満たす者の組合せとする。
ⓐ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
ⓑ　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局におけるプレストレストコンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
ⓒ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
ⓓ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓐ及びⓑの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
ⓔ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。